



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 3 日（木曜日）号外 第 39 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

選挙管理委員会告示

○令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮崎県選出議員

選挙における選挙運動に関する支出の最高額…………… 1

頁

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3

分の1の数…………… 1

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分

の1の数…………… 1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 候補者一人につき 35,109,200円

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 7 月 2 日現在次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,553人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,704人

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 7 月 2 日現在次のとおりである。

て得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 7 月 2 日現在次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎市選挙区	109,886人
都城市選挙区	44,490人
延岡市選挙区	32,149人
日南市選挙区	13,667人
小林市・西諸県郡選挙区	14,168人
日向市選挙区	16,188人
串間市選挙区	4,572人
西都市・西米良村選挙区	8,253人
えびの市選挙区	4,871人
北諸県郡選挙区	6,814人
東諸県郡選挙区	7,080人
児湯郡選挙区	18,157人
東臼杵郡選挙区	7,203人
西臼杵郡選挙区	5,050人